

議案第47号

守口市工業振興条例案

守口市工業振興条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市工業振興条例

(目的)

第1条 地域の工業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、工業に関する基本的事項を定めることにより、工業基盤の安定及び強化を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する鉱業、採石業、砂利採取業、建設業又は製造業をいう。
- (2) 事業者 工業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。
- (3) 産業関係団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所その他の事業者の事業活動の支援に関する事業を行う団体をいう。

(基本方針)

第3条 地域における工業の振興は、事業者自らの創意工夫と努力の下、事業者、産業関係団体及び市が協働し、市民の理解と協力を得ながら行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動に係る専門的な技術等の継承及び向上を図るとともに、社会経済情勢の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 事業者は、工業の担い手である技術、技能及びこれらに関する知識について習熟した者の確保及び育成を図るとともに、市が実施する工業に関する施策の協力に努めるものとする。
- 3 事業者は、地域社会における自らの社会的責任を認識し、事業活動を行うに当たっては、その地域の良好な環境が確保されるよう適切な措置を講ずるとともに、それぞれの事情に応じて地域貢献のための取組を行うよう努めるものとする。

(産業関係団体の責務)

第5条 産業関係団体は、工業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示しながら、当該工業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に努めるものとする。

- 2 産業関係団体は、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するとともに、市が実施する工業に関する施策の協力に努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、工業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、総合的な工業の振興に関する支援を実施する。

2 市は、事業者、産業関係団体、市民等の相互の連携が図られるように努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。